柳川市監査委員告示第6号

令和5年1月17日に提出のあった柳川市職員措置請求(柳川市長に関する措置請求)に係る監査結果を下記のとおり公表する。

令和5年3月17日

柳川市監査委員 中村 秀樹柳川市監査委員 浦川 和久

記

柳川市職員措置請求(柳川市長に関する措置請求)に係る監査結果について(公表)

先に提出された地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく柳川市職員措置請求(以下「本件請求」という。)について、法第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出日 請求人 略 提出日 令和5年1月17日

2 請求の要旨

請求の要旨は、概ね次のとおりである。

平成31年2月22日に開催された柳川市一般廃棄物の収集、運搬、処分等の受託業者選考委員会(以下「委員会」という。)において、平成30年11月7日に法人設立された業者である「A社(以下「当該業者」という。)」が受託業者に決定している。当該業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「廃棄物処理令」という。)第4条第1号に規定する「業務の実施に関し相当の経験を有する者」の基準を満たしておらず、受託資格審査申請書の添付書類である「納税証明書」も必然的に提出できなかったものと考えるため、本来なら不適格業者として除外しなければならなかった。

しかしながら委員会において毎年継続して受託業者として決定しているため、受託業者からの除外と平成31年度以降4年分の委託料約4,800万円の損害賠償請求を要求する。

第2 請求の要件審査及び受理

1 本件請求は、法第242条の所定の要件を、ほぼ具備しているものと認め、令和5年2月22日に受理した。

本件請求のうち、市が当該業者と令和3年度及び令和4年度の柳川市一般 廃棄物の収集、運搬業務委託契約を締結し、委託料を支出したことについて は、法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、監査の対象とす る。

なお、本件請求には、平成31年度及び令和2年度の委員会による当該業 者の選考、また、市が当該業者と委託契約を締結し委託料を支出したことが 含まれているが、当該請求については、当該行為のあった日又は終わった日 から1年を経過している。住民監査請求の1年の請求期限は法律関係の早期 安定を図る趣旨であると考えられることから、「地方公共団体の住民が相当 の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度 に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相 当な期間内に住民監査請求をした場合をいう。」と解するのが相当である (最高裁平成14年9月12日判決参照)。また、財務会計上の行為が記載 された公文書が情報公開制度等により閲覧可能な状態になった場合には、客 観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び 内容を知ることができたと解するのが相当である(東京高裁平成19年2月 14日判決参照)ため、これを当該請求についてみると、当該請求の財務会 計上の行為は、柳川市情報公開条例により閲覧可能な状態になっていたこと が明らかであるから、請求人が情報公開請求すれば当該行為の存在及び内容 について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたというべきで ある。更に、当該請求は、閲覧可能となった日から1年以上経過してなされ たのであるから、これをもって相当の期間内になされたということはできな 11

よって、当該請求は、法第242条第2項の規定による住民監査請求期限 を経過しているため、当該請求については却下する。

第3 監査の実施

1 監查対象事項

当該業者と令和3年度及び令和4年度の柳川市一般廃棄物の収集、運搬業務委託契約を締結し、委託料を支出したことについて監査対象事項とした。

2 監査の対象部局

市民部(生活環境課)

※ 令和4年3月31日までの対象部局は市民部廃棄物対策課となるが、令和4年4月1日から生活環境課へ統合されている。

3 関係書類の提出

- (1) 市長(市民部生活環境課)に対し、「ごみ収集業者決定及び支出」に 関する弁明書及び資料提出を求め、提出された書類は次のとおりであ る。
 - ① 弁明書
 - ② 柳川市一般廃棄物の収集、運搬、処分等の受託業者選考委員会要綱
 - ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令抜粋
 - ④ 受託資格審査申請書(令和3年度)及び添付書類
 - ⑤ 受託資格審査申請書(令和4年度)及び添付書類
 - ⑥ 令和4年度一般廃棄物 (ごみ) 処理業務受託資格審査申請公募資料
 - ⑦ 令和3年度一般廃棄物の収集、運搬、処分等の受託業者選考委員会 資料
 - ⑧ 令和4年度一般廃棄物の収集、運搬、処分等の受託業者選考委員会 資料
 - ⑨ 令和3年度一般廃棄物(不燃ごみ)収集運搬業務委託契約関係資料
 - ⑩ 令和4年度一般廃棄物(不燃ごみ)収集運搬業務委託契約関係資料
 - ⑪ 令和3年第2回柳川市議会(定例会)関係資料
 - 迎 令和4年第3回柳川市議会(定例会)関係資料

4 請求人の陳述

令和5年3月7日に法第242条第7項の規定に基づき請求人に対し、 新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。新たな証拠の提出はなかった が、主な要旨は、次のとおりである。

- (1) 平成31年2月22日開催の委員会で、平成30年11月7日に設立された当該業者が、平成31年度の受託業者として決定されたが、廃棄物処理令第4条第1号の「業務の実施に関し相当の経験を有する者」の基準を満足しておらず、また、受託資格審査申請書に添付する「納税証明書」も提出できなかったと考えるため、本来、不適格業者として除外しなければならなかった。
- (2) 委員会は、その後も毎年開催されているが、当該業者が基準を満足していない事実を見過ごしたまま、本年まで4年間に亘って継続して受託業者として決定している。
- (3) 一般廃棄物の収集、運搬業務委託契約書中、契約の解除第10条に「受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき、又はこの契約に違反し若しくは委託業者としてふさわしくない行為があったときは、発注者はいつでもこの契約を解除することができる。」とあるため、当該業者の契約の解除を求める。
- (4) 平成31年度以降4年分の委託料約4800万円の公金が不適格業者で

ある当該業者に支払われているため、損害賠償を請求する。

第4 監査の結果

1 監査対象事項に係る事実等

「第3 監査の実施 1 監査対象事項」に述べた、監査対象となり うる事項に関して事実関係の確認を行った。提出された資料や事情等 の聴取により把握した内容は、以下のとおりである。

(1) 監査の対象となる財務会計行為に関する事実関係

ア 当該業者との令和3年度一般廃棄物収集運搬業務委託契約締結の 経緯

令和2年11月27日 令和3年度一般廃棄物 (ごみ) 処理業務受託 資格審査申請要領作成

※受付期間 12月3日~12月25日

令和2年12月22日 当該業者の受託資格審査申請書(令和3年度)を 市が受付

令和3年 1月12日 申請業者の財務状況資料作成を選考委員で ある税理士に依頼

令和3年 1月22日 廃棄物対策課が当該業者の実地調査を実施

令和3年 2月16日 委員会で当該業者含む受託業者を選考決定 委員長が市長へ選考結果を文書で報告

令和3年 3月15日 市議会で令和3年度一般会計予算を可決 見積依頼起案文書を決裁

予定価格設定

令和3年 3月31日 見積徴取

令和3年 4月 1日 委託契約締結起案文書を決裁・委託契約締結 契約金額 12,010,900円

(消費税及び地方消費税含む)

契約期間

令和3年4月1日~令和4年3月31日 ※委託料12,010,900円支出済み

イ 当該業者との令和4年度一般廃棄物収集運搬業務委託契約締結の 経緯

令和3年12月 2日 令和4年度一般廃棄物 (ごみ) 処理業務受託 資格審査申請要領作成

令和3年12月 3日 市が令和4年度一般廃棄物 (ごみ) 処理業務 受託資格審査申請実施要項を告示

※公募期間 12月6日~12月24日

令和3年12月20日 当該業者の受託資格審査申請書(令和4年度)

を市が受付

令和4年 1月 5日 申請業者の財務状況資料作成を選考委員で ある税理士に依頼

令和4年 1月19日 廃棄物対策課が当該業者の実地調査を実施

令和4年 2月16日 委員会で当該業者含む受託業者を選考決定

委員長が市長へ選考結果を文書で報告

令和4年 3月22日 市議会で令和4年度一般会計予算を可決

見積依頼起案文書を決裁

予定価格設定

令和4年 3月25日 見積徴取

令和4年 4月 1日 委託契約締結起案文書を決裁・委託契約締結

契約金額 12,011,000円

(消費税及び地方消費税含む)

契約期間

令和4年4月1日~令和5年3月31日 ※令和5年3月17日現在、契約に基づき 委託料11,000,000円支出済み。

(2) 関係法令

本件請求に係る関係法令は次のとおりである。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項 (市町村の処理等)

第6条の2

- 2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条(一部抜粋)

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

- 第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人

に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人 員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施 に関し相当の経験を有する者であること。

- (2) 受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも 該当しない者であること。
- (3) 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。
- ウ 柳川市一般廃棄物の収集、運搬、処分等の受託業者選考委員会要 綱第1条、第2条及び第7条

(設置)

第1条 柳川市が委託する一般廃棄物の収集、運搬、処分等の業務 (以下「委託業務」という。) に関し、業者決定の公正かつ適正 を期するため、委託業務の受託業者選考委員会(以下「委員会」 という。) を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の規定に基づき、委託業務申請者の資格審査及び受託業者の選考を行う。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を市長に報告しなければならない。

(3) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

- ア 市は令和3年度一般廃棄物(ごみ)処理業務受託資格審査申請要領を令和2年11月27日作成した。要領では、受託資格審査申請書に添付する書類は、①会社等概要書②従業員名簿③事業所の土地及び家屋評価証明書④任意保険証書⑤福利厚生制度調書⑥税に未納がない証明書⑦誓約書⑧業務実績報告書及び決算書⑨一般廃棄物・産業廃棄物の許可取得状況調書⑩市が特に提出を求めた書類としている。受付期限は、令和2年12月25日である。
- イ 当該業者の受託資格審査申請は、申請書及び添付資料の不備がなかったため、廃棄物対策課が令和2年12月22日に受け付けている。

また、令和3年1月22日に当該業者の実地調査を実施し、施設の 状況、人員の配置、財政的基礎、相当な経験の各項目が申請の内容 どおりであることを確認している。

- ウ 令和3年1月12日、学識経験者として委員の委嘱を受けている 税理士に財務状況の資料作成を依頼し、委員会における検討資料と している。
- エ 令和3年度の受託業者を選考する委員会は令和3年2月16日に 開催されている。委員は、弁護士、税理士等の学識経験者が3名、 総務部長、市民部長、市民部廃棄物対策課長の計6名で、全員出席 で開催されている。

この委員会で、当該業者を客観的に評価し、受託業者として全員 賛成で選考決定している。

- オ 柳川市一般廃棄物の収集、運搬、処分等の受託業者選考委員会要綱(以下「要綱」という。)第7条に基づき、令和3年2月16 日、委員長は審議会の結果を市長に文書で報告している。
- カ 令和3年3月15日に一般廃棄物収集運搬委託料を含む令和3年 度当初予算が市議会で議員21名中19名出席のもと、賛成全員で 原案どおり可決され、同日、委託契約に係る予定価格の設定と当該 業者に見積依頼を行っている。結果、予定価格内の見積金額であっ たため、令和3年4月1日に委託契約を締結している。契約期間は 令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間で、契約額は1 2,010,900円(消費税及び地方消費税含む)である。
- キ 委託料の支払いは、委託業務が履行されたことにより、契約額 12,010,900円が委託料として支払われている。
- ク 市は令和4年度一般廃棄物(ごみ)処理業務受託資格審査申請要領を令和3年12月2日作成している。要領では、受託資格審査申請書に添付する書類は、令和3年度と同様である。
- ケ 令和4年度から委託業者の公平性を保つため、一般廃棄物(ごみ) 処理業務受託資格審査申請実施要項を告示し、公募期間を令和3年1 2月6日から同月24日までとしている。
- コ 当該業者の受託資格審査申請は、申請書及び添付資料の不備がなかったため、廃棄物対策課が令和3年12月20日に受け付けている。また、令和4年1月19日に当該業者の実地調査を実施し、施設の状況、人員の配置、財政的基礎、相当な経験の各項目が申請の内容ど

おりであることを確認している。

- サ 令和4年1月5日、学識経験者として委員の委嘱を受けている税 理士に財務状況の資料作成を依頼し、委員会における検討資料とし ている。
- シ 令和4年度の受託業者を選考する委員会は令和4年2月16日に 弁護士、税理士等の学識経験者が3名、総務部長、市民部長、市民部 廃棄物対策課長の計6名の委員で組織され、そのうち5名出席で開催 されている。

この委員会で、当該業者を客観的に評価し、受託業者として全員賛成で選考決定している。

- ス 要綱第7条に基づき、令和4年2月16日、委員長は審議会の結果を市長に文書で報告している。
- セ 令和4年3月22日に一般廃棄物収集運搬委託料を含む令和4年 度当初予算が市議会で議員21名中20名出席のもと、賛成全員で 原案どおり可決され、同日、委託契約に係る予定価格の設定と当該 業者に見積依頼を行っている。結果、予定価格内の見積金額であっ たため、令和4年4月1日に委託契約を締結している。契約期間は 令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間で、契約額は1 2,011,000円(消費税及び地方消費税含む)である。
- ソ 委託料の支払いについては、2月までの委託業務が履行された ことにより、契約額12,011,000円のうち委託料として 11,000,00円が支払われている。

(4) 監査委員の判断

柳川市一般廃棄物の収集、運搬、処分等の受託業者選考委員会は、 弁護士や税理士等の学識経験者3名、総務部長、市民部長及び所管課 長(令和4年3月31日までは市民部廃棄物対策課長)の6名で組織 されており、業者決定の公正かつ適正を期するため、廃棄物処理令第 4条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)の規定に基づ き、委託業務申請者の資格審査及び受託業者の選考を行っている。

受託業者を選考するにあたっては、所管課の実地調査や各種帳票 (税理士作成の財務状況資料含む)等の確認結果報告を受け、申請施 設の状況、人員の状況、財政的基礎、相当な経験の4項目を各5段階 で評価し、市が委託する業務を遂行できるかどうかを客観的に判断し 選考決定している。

令和3年度及び令和4年度の委員会では、当該業者が提出した受託 資格申請書及び添付書類について不備は認められず、また、実地調査 や各種帳票等で審議した相当な経験含む4項目についても、委員会の 評価結果は客観的に判断されており、基準を満たしていると認められ る。

受託業者については年度毎に受託申請を受け付けて選考、決定して委託契約を締結しており、令和3年度及び令和4年度においても年度毎に提出された資料の検討や実地調査の結果を踏まえてそれぞれ選考、決定して委託契約を締結したものである。請求人は平成31年2月22日委員会開催時点で当該業者が「業務の実施に関し相当の経験を有する者」の基準を満たしておらず、受託資格審査申請書の添付書類である「納税証明書」も必然的に提出できなかったものと考えるため、本来なら不適格業者として除外しなければならなかった。また、委員会はその後も当該業者が基準を満たして決定していると主張してよま4年間に亘って継続して受託業者として決定していると主張しているが、平成31年2月22日委員会はあくまで平成31年度の受託業者を選考するためのものであって、令和3年度及び令和4年度の受託業者の選考とは別個の手続きであり、請求人の主張は令和3年度及び令和4年度の選考に基づく業務委託契約締結や委託料支払いの違法又は不当の理由とはならない。

よって、本件請求を棄却するものである。

(5) 意見

本件に関する判断は以上のとおりであるが、付言して監査委員の 意見を述べる。

本件受託業者資格審査申請については、令和3年度申請までは、 公募を実施していなかったため、新規申請に繋がらなかったことは 否めないが、令和4年度申請からは、受託業者を公募するため告示 し、新規事業者の参入を促したことは公平性を担保するうえで適正 であるといえる。その結果として、令和3年度の委託業者の他に、 新たに1業者が新規申請を行ったことは評価できる。

今後も受託業者選考にあたっては、公平公正な視点から引き続き 公募を行うことはもちろんのこと、情報を広く開示することで競争 原理が働き、より質の高い行政サービスを提供することで、生活環 境の保全及び公衆衛生の更なる向上に取り組まれることを切望する ものである。